

姉川河川敷の維持管理協定

この協定は、河川の自然を生かした利用と保全、河川管理の適正化を図るため、河川管理者が整備した河川敷の維持管理に関し河川管理者 滋賀県知事 國松善次を甲とし、長浜市長 川島信也を乙として、次の条項により管理協定を締結する。

(対象とする地域)

第1条 この協定の対象とする地域は、
長浜市 国友町地先の姉川左岸
(高水敷) 200m の地域(別紙図面赤色着色部)とする。

(管理区分)

第2条 対象地域内の維持管理については、乙が責任をもって行うものとする。
ただし、治水上の観点から、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、このかぎりでない。

(管理の費用)

第3条 第2条の規定による維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、このかぎりでない。

(管理の委託)

第4条 乙は、対象地域内における河川敷の管理を第三者に委託することができるものとする。ただし、対象地域内において生じた河川管理上の障害については、前項の規定により維持管理を委託をした場合であっても、乙はその障害を除去するため誠実に対処するものとする。

(雑 則)

第5条 この協定に定めない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠実に履行するものとする。

平成15年 7月 17日

甲： 滋賀県知事

國 松 善 次



乙： 長浜市長

川 島 信 也



